

認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する告示案新旧対照条文

○認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置）</p> <p>第三十一条 規則第二十六条第七号に規定する利用者その他の者が認定申請者が行う特定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置には、次の各号に掲げる措置が含まれるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 発行者署名符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第九号に規定する発行者署名検証符号をいう。次条において同じ。）に係る電子証明書の値をS H A ー 1（オブジェクト識別子 一 三 一 四 三 二 二 六）、S H A ー 2 5 6（オブジェクト識別子 二 一 六 八 四 〇 一 一 〇 一 三 四 二 一）、S H A ー 3 8 4（オブジェクト識別子 二 一 六 八 四 〇 一 一 〇 一 三 四 二 二）又はS H A ー 5 1 2（オブジェクト識別子 二 一 六 八 四 〇 一 一 〇 一 三 四 二 三）のうちいずれか一以上で変換した値によって当該特定認証業務を特定すること。</p>	<p>（特定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置）</p> <p>第三十一条 規則第二十六条第七号に規定する利用者その他の者が認定申請者が行う特定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置には、次の各号に掲げる措置が含まれるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 発行者署名符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第九号に規定する発行者署名検証符号をいう。次条において同じ。）に係る電子証明書の値をS H A ー 1で変換した値によって当該特定認証業務を特定すること。</p>